身体拘束等の適正化のための指針

児童発達支援事業所
アイビーキッズ

2023年9月1日

HITOWAキッズライフ株式会社

日時	適用開始日	概要
2023/6/30	2023/9/1	保育　虐待対応ハンドブックより分離・作成 参考：厚生労働省 「身体拘束ゼロへの手引き」 「障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集」 PwCコンサルティング合同会社(令和4年3月)
2024/3/11	2024/3/11	P.7研修回数を２回から１回に変更 （虐待防止研修と同時開催）

目次

１．施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 P.3

２．身体拘束防止に向けた組織体制 P.6

３．身体拘束防止・改善のためのスタッフ研修 P.7

４．施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等に関する基本方針 P.7

５．身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 P.8

６．利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 P.9

７．その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 P.9

Appendix

身体拘束等状況の記録フォーマット P.12

施設・地域における身体拘束適正化のためのチェックリスト P.13

１．施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

1.1.　基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限する事であり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当事業所では、いずれの場所においても利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなくスタッフ一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束防止に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

（１）障がい福祉・児童福祉サービス・児童福祉基準の身体拘束防止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者または他の利用者などの生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

（２）緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状態を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則です。しかしながら、以下の３つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行う事があります。

① 切迫性　　利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

② 非代替性　身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと

③ 一時性　　身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※身体拘束を行う場合には、以上の３つの要件をすべて満たすことが必要

１．施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

1.2.　身体拘束防止に向けての基本方針

（１）身体拘束の原則禁止

アイビーキッズにおいては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

（２）やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束防止委員会を中心に充分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の３要件の全てを満たした場合のみ、保護者への説明をし同意を得て行います。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、出来るだけ早期に束を解除すべく努力します。

（３）サービス提供時における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせない為に、日常的に以下のことに取り組みます。

① 利用者主体の行動・尊厳ある生活環境の保持に努めます

② 言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないよう努めます

③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします

④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません

⑤ 万が一、やむを得ず安全確保を優先する場合は身体拘束防止委員会において検討します

⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただける様に努めます

（４）利用者・家族への説明

利用者の人権を尊重し、安心してサービスを利用していただくため、サービス契約時に事業所の方針を説明します。

サービス事業所は利用者及び家族の生活に対する意向を確認し、ケアの方向性を提案することで、身体拘束廃止に向けた取り組みについて、理解と協力を得られるように努めます。

１．施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

（５）身体拘束禁止の対象となる具体的行為

【参考】身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

① 椅子に体幹や四肢を紐等で縛る。

② 手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。

③ スタッフが自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する。

④ 自分の意思で開けることができない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」（平成 13 年 3 月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」）から抜粋

２．身体拘束防止に向けた組織体制

虐待防止及び身体拘束防止委員会の設置　（参照：「虐待防止のための指針」）

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

① 設置目的（身体拘束防止に関するもの）

事業所内等での身体拘束防止に向けて現状把握及び改善についての検討

身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続

身体拘束を実施した場合の解除の検討

身体拘束防止に関する職員全体への指導

② 身体拘束防止委員会の構成

委員会の責任者は管理者（本社施設開発課責任者）が担い、支援員を各事業所の施設長とします。

委員会は、責任者が必要な都度招集、随時開催します。（年１回以上）

③ 身体拘束防止委員会の議題

虐待防止委員会の議題の他（参照：虐待防止のための指針）

１．前回の振り返り

２．３要件（切迫性・非代替性・一時性）の再確認

３．（身体拘束を行っている利用者がいる場合）

3要件の該当状況を個別具体的に検討し、合わせて利用者の心身への弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し拘束の解除に向けて検討する

４．（身体拘束を開始する検討が必要な利用者がいる場合）

３要件の該当状況、特に代替案について検討する

５．（今後やむを得ず身体拘束が必要であると判断した場合）

今後意思、家族などとの意見調整の進め方を検討する

６．意識啓発が必要な事項の見直し

７．今後の予定（研修・次回委員会）

８．今回の議論のまとめ・共有

その他、必要に応じた議題・連絡事項共有

3．身体拘束防止・改善のためのスタッフ研修

アイビーキッズは「児童虐待撲滅」、子どもの人権を守る療育を実現するために、児童虐待撲滅の事業所内研修を年１回以上、セルフチェックを年１回実施し、常に自らの療育を振り返り語り合う取り組みを行う。

①スタッフに対する虐待防止のための研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本方針に基づき虐待防止及び身体拘束防止を徹底します。

②実施は年１回以上行います。

③研修の実施内容については、研修資料、実施要項、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

4．施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等に関する基本方針

アイビーキッズにおいて発生した身体拘束等が

①緊急・やむを得ない状況ではなかった場合
児童虐待であると判断し、別に定める『虐待防止のための指針』６．虐待等が発生した場合に相談・報告体制に関する事項に示す手順で必要な措置を講じ、報告します。

②新たに身体拘束を実施する必要が生じた場合
虐待防止及び身体拘束防止委員会を中心に充分に検討を行い、新たに身体拘束を実施する必要が生じた場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、期間等、検討した内容や結果などを記載した計画書を作成し、上司に説明・報告します。

③緊急の場合
緊急性が極度に高く、その場で介入しなければ本人あるいは周囲の人間の生命に危険が及ぶと複数の職員が判断した場合には、手続きによらず身体拘束を実施できるものとしますが、委員会責任者・施設長に報告・連絡の上、承認を得ます。
事後、速やかに経過について文書でまとめ、委員会責任者・施設長及び家族等の関係者に報告を行います。

５．身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

①虐待防止及び身体拘束防止委員会

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束防止委員会において、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の３要素のすべてを満たしているかどうかについて検討・確認をします。

要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯等について検討し保護者に対する説明書を作成します。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

②利用者の保護者に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・解除に向けた取り組みを詳細に説明し、充分な理解が得られるように努めます。

③記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由及び経過、解除に向けての取り組み方法などを記録します。

また当該記録をもとに身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討していきます。記録は５年間保存し、要望があれば提示できるものとします。

④拘束の解除

③の記録と再検討の結果、心身の身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、その旨を利用者、家族に報告します。

6．利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

利用者及びその家族などはいつでも本指針を閲覧することができます。
また、法人の当施設ホームページサイトにおいても、いつでも自由に閲覧が可能な状態とします。

7．その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

「３．身体拘束防止・改善のためのスタッフ研修」に定める研修会のほか、各地区社会福祉協議会や障害福祉施設協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を向上させるように常に研鑽を図ります。

附則
この指針は、令和５年９月１日より施行する。

虐待防止及び身体拘束防止委員会（以下「委員会」）の構成と役割

構　成	役　割
委員会の責任者	管理者（施設開発課責任者）
虐待防止対策の担当者	各事業所の施設長
各担当スタッフのチェックリスト実施、事例の報告・分析	各事業所の施設長

必要に応じて 第三者、専門家	必要に応じて法人役員、協力医療機関の医師、 地域包括支援センター或いは行政の担当者等